

○公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程

制 定 昭和 59.11.30 規程 5

最近改正 令和 6.1.15 規程 151

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人吹田市文化振興事業団職員就業規則（以下「規則」という。）第31条の規定に基づき、規則第2条に規定する職員（嘱託員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第2条 この規程において給与とは、給料、役付手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。

（給料）

第3条 給料は、規則第34条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その勤務の内容、責任の軽重、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

（職務の等級及び給料表）

第4条 職員の給料は、給料表に基づき支給する。

2 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1のとおりとする。

（初任給の基準）

第5条 新たに職員となった者の等級及び号給は、別表第3のとおりとする。ただし、前歴を有する職員の採用については、経験年数又は能力を考慮して前条に規定する給料表により理事長が定める。

（昇給の基準等）

第6条 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務期間及び勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員（55歳に達する日の属する年度の末日を経過した職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことが出来ない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（昇格）

第7条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の等級を1等級上位の職務の等級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 3 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇給した日の前日に受けていた給料月額と同額又は直近上位の給料月額の号給に4号給を加えた号給とする。

（給料の支給期日）

第8条 給料は毎月1回、その月の15日に、その月の全額を支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

- 2 職員が退職又は死亡したときは、前項の規定にかかわらず、支給期日前に支給することができる。
- 3 災害その他特別の事情があるときは、支給期日を変更することができる。
- 4 給料は、職員の申出により、一部又は全部を口座振替の方法により支給することができる。

（給料支給の始期及び終期）

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。
- 3 前2項の規定による日割計算は、その月の現日数から週休日を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

（役付手当）

第10条 管理又は監督の地位にある職員については、その業務の特殊性に基づき、役付手当を支給する。

- 2 前項の役付手当を支給する職員の範囲及び月額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事務局長 月額60,000円
- (2) 事務局次長 月額56,000円
- (3) 課長又は課長相当職 月額54,000円
- (4) 課長代理 月額45,000円
- (5) 課長代理相当職 月額42,000円

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）以外の扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母」という。）に係る扶養手当は、給料表の職務の等級が1等級である職員

に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給の対象となる親族は、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 身体又は精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母については1人につき6,500円（給料表の職務の等級が2等級である職員にあつては、3,500円）とし、扶養親族たる子については、1人につき10,000円とする。

4 特定期間（15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。）にある扶養親族たる子に係る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、1人につき5,000円を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第12条 地域手当は、職員に対して給料、役付手当及び扶養手当の月額合計額に100分の12を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前項に掲げる職員で月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 前項に掲げる職員で月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）に11,000円を加算した額

3 市内の住宅について住居手当の支給を受けている職員のうち、39歳に達する日の属する年度の末日までの間にある職員の住居手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に5,000円を加算した額とする。

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他理事長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度額とする。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額
- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長の定める区分に応じ、前2号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（特殊勤務手当）

第15条 削除

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務した時間が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間については100分の150）を乗じて得た額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額。）を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ職員就業規則第34条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて同条の規定による週休日を要しない日に同規則第36条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 事務局長、事務局次長、課長及び課長代理（これらに相当する職員を含む。）については別に定めるもののほか前2項の規定は適用しない。

4 前3項に規定するもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（端数計算）

第17条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125、100分の135、100分の150又は100分の160の額並びに第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を計算する場合において、当該額に、1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第16条及び第19条の規定による算定の基礎となる時間数は、その月の全時間数（時間

外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとの全時間数）によって計算するものとし、この場合において30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたものを除して得た額とする。

（給与の減額）

第19条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほかその勤務しない1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 週休日及び休暇の前後両日にわたり欠勤した場合は、週休日又は休暇も欠勤したものとみなす。

（病気休暇の場合）

第20条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を支給する。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において理事長が別に定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは公益財団法人吹田市文化振興事業団職員就業規則（以下「規則」という。）第6条第1号に該当して規則第15条の2の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月

額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

- 4 給料表の職務の等級が6等級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて別表第4に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 6 生計費の状況等にかんがみ、理事長が必要と認めるときは、第2項の規定による割合を変更することができる。

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に規則第47条第1号の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に規則第15条第3号の規定により解雇された職員（規則第16条第1項に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場

合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 前項各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
(勤勉手当)

第22条 勤勉手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは規則第6条第1号に該当して規則第15条の2の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 第21条第3項及び第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第22条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

4 第21条の2及び第21条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(役付手当等の支給期日)

第23条 扶養手当、地域手当は給料の支給方法に準じ第8条に規定する給料の支給期日に当月分を支給する。

2 住居手当は給料の支払方法に準じ別に定める日に支給する。また、通勤手当はこれを受けるべき職員の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 役付手当及び時間外勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における別に定める日に支給する。

（休職者の給与）

第24条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、規則第9条第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、休職期間中給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により、規則第9条第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、規則第9条第1号に掲げる事由に該当して休職になったときはその休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が規則第9条第2号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 第2項及び第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは規則第6条第1号に該当して規則第15条の2の規定により失職し、又は死亡したときは、第21条第1項の規定により理事長が別に定める日に期末手当を支給することができる。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条の2及び第21条の3の規定を準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第24条第5項」と読み替えるものとする。

（退職手当の受給者）

第25条 職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に退職手当を支給する。ただし、規則第48条第4号の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者には、これを支給しない。

（普通退職の場合）

第26条 次条又は第28条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲

げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定するもののうち、疾病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75
- (3) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80

（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）

第27条 25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）、20年以上25年未満の期間勤続して退職した者であって理事長の承認を得て定めるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の125

2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による疾病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当）

第28条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たもの、業務上の疾病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の150

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による疾病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に

該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

（退職手当の最高限度額）

第29条 第26条から第28条までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

（勤続期間の計算）

第30条 退職手当の算出の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第25条ただし書に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職（業務上の疾病による休職、通勤による疾病による休職を除く。）、その他これらに準ずる事由による現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

（退職手当の一時差止め）

第30条の2 理事長は、退職した者に対しまだ第26条から第28条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、一般の退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、

一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（退職手当の支給方法）

第31条 第25条から前条に規定するもののほか、退職手当を受ける者の範囲、退職手当の額及びその支給方法その他必要な事項は、吹田市の例により支給する。

（給与の口座振替）

第32条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

（委任）

第32条 この規程で定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、昭和60年1月1日から施行する。

（嘱託員の給与）

2 嘱託員の給料は、月額189,400円とする。

3 嘱託員に対する扶養手当その他の手当（退職手当を除く。）の種類及び額は、職員の例による。

4 嘱託員の給与の支給に関しては、職員の例による。

（60歳を超える職員の給料月額の特例）

5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 公益財団法人吹田市文化振興事業団職員就業規則（昭和59年規則第1号）第14条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(2) 公益財団法人吹田市文化振興事業団職員就業規則第19条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員（同規則第18条第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢調整額）

7 公益財団法人吹田市文化振興事業団職員就業規則第12条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則

第5項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 8 前項の規定による給料を支給される職員であつて、当該支給される額と附則第5項の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。
- 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第5項の規定の適用を受ける職員（附則第7項の規定による給料を支給される職員を除く。）に限る。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第5項の規定により受ける給料月額のほか、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して、附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第5項の規定により受ける給料月額のほか、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第3項及び第4項（第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

（20年以上25年未満勤続後の60歳以後退職者の退職手当の額の特例）
- 12 当分の間、20年以上25年未満の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者は、第27条第2項に規定する者とみなす。

（25年以上勤続後の60歳以後退職者の退職手当の額の特例）
- 13 当分の間、25年以上の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者は、第28条第2項に規定する者とみなす。

（給料月額の減額改定の特例）
- 14 退職した者の基礎在職期間（第30条第1項から第4項までの規定による在職期間をいう。）中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定（附則第5項の規定による職員の給料月額の改定を除く。）

により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第26条から第28条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第26条から第28条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

15 前項の規定により計算した退職手当の額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の額とする

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

附 則（昭60.12.26 規程8）

1 この規程は、昭和60年12月26日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

（切替期間における異動者の号級等）

3 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号級に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号級及びこれらを受けることとなる期間は、別に定める。

（旧号級等の基礎）

4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号級は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

（嘱託員の給与）

- 6 当分の間、嘱託員に対する扶養手当その他の手当（退職手当を除く。）の額は、改正後の規程附則第3項の規定にかかわらず、改正前の規程第11条第3項、第12条第1項、第13条第2項及び第14条第2項の規定により算出して得た額とする。

附 則（昭61.4.1 規程10）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

（職務の等級の切替え）

- 2 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級が次の表の切替え前の等級欄に掲げられている職員のうち、理事長の定める職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級に対応する同表の切替え後の等級欄に定める職務の等級とする。

給料表	切替え前の等級	切替え後の等級
給料表	3等級	4等級

（号級等の切替え等）

- 3 前項の規定により職務の等級が切り替えられる職員の切替日における号級は、その者の切替え後の等級における給料月額のうち、切替日の前日においてその者が受けていた給料月額の直近下位の給料月額に対応する号級とする。
- 4 前項の規定により号級又は給料月額が切り替えられる職員の切替日における号級又は給料月額を受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（昭61.5.24 規程11）

この規程は、昭和61年5月24日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭61.12.25 規程14）

（施行期日等）

- 1 この規程は、昭和61年12月25日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（昭 62. 4. 1 規程 15）

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 62. 12. 25 規程 18）

（施行期日等）

1 この規程は、昭和 62 年 12 月 25 日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（昭 63. 4. 1 規程 20）

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 63. 12. 26 規程 22）

（施行期日等）

1 この規程は、昭和 63 年 12 月 26 日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 1. 4. 1 規程 24）

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 1. 12. 28 規程 26）

（施行期日等）

1 この規程は、平成元年 12 月 28 日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。ただし、第22条第2項の規定については、平成2年1月1日から施行する。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平1.12.28 規程27）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平2.2.1 規程30）

（施行期日）

1 この規程は、平成2年2月1日から施行し、平成2年1月1日から適用する。

（財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第20条に規定する勤務しない期間が適用日前から引き続いている場合における同条の規定の適用については、同条中「療養のための病気休暇」とあるのは、「平成2年1月1日以前における療養のための病気休暇に相当する休暇」とする。

附 則（平2.4.1 規程31）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平2.5.1 規程32）

この規程は、平成2年5月1日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平2.7.12 規程33）

この規程は、平成2年7月12日から施行し、平成元年12月26日から適用する。

附 則（平2.12.25 規程34）

（施行期日等）

1 この規程は、平成2年12月25日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。ただし、第20条及び第24条第1項の改正規定は、平成3年3月1日から施行する。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平3.1.21 規程35）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平3.3.15 規程 38）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成3年3月15日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（平成2年12月期の期末手当に関する措置）

- 3 改正後の規程第21条の規定を適用する場合において、平成2年12月1日に当事業団に在職する職員に対して支給する期末手当について同条第4項の規定の適用を受ける職員以外の職員に対する当該期末手当の額は、同条第2項及び第3項の規定に基づき算出した額に36,000円を加算した額とする。

（内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された期末手当又は勤勉手当は、改正後の規程の規定による期末手当又は勤勉手当の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平3.12.25 規程 39）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成3年12月25日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平4.3.17 規程 40）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成4年3月17日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成3年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平4.9.4 規程43）

この規程は、平成4年9月4日から施行する。

附 則（平4.12.25 規程44）

（施行期日等）

1 この規程は、平成4年12月25日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第6項を除き、以下同じ。）による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

3 平成4年4月1日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 附則第3項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平5.1.21 規程45）

この規程は、平成5年1月21日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則（平5.12.27 規程48）

（施行期日等）

1 この規程は、平成5年12月27日から施行する。ただし、第1条中財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）第16条、第21条第2項の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。
附 則（平6.3.1 規程 49）

この規程は、平成6年3月1日から施行し、平成5年9月1日から適用する。

附 則（平6.12.27 規程 52）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成6年12月27日から施行する。
2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第21条第2項の改正規定を除き、平成6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平7.2.10 規程 53）

この規程は、平成7年2月10日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平7.5.30 規程 54）

この規程は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平7.12.26 規程 55）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成7年12月26日から施行する。
2 この規程（財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則に2項を加える改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（平成6年6月期の期末手当の特例に関する規程の廃止）

- 3 平成6年6月期の期末手当の特例に関する規程（規程第51号）は、廃止する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平8.1.8 規程 56）

この規程は、平成8年1月8日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平8.12.26 規程 58）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成8年12月26日から施行する。ただし、第16条に1項を加える改正規定は平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平8.12.26 規程 59）

この規程は、平成8年12月26日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平9.3.1 規程 60）

この規程は平成9年3月1日から施行する。

附 則（平9.12.25 規程 61）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成9年12月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平9.12.25 規程 62）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成9年12月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平10.3.6 規程 63）

この規程は、平成10年3月6日から施行する。

附 則（平 10. 12. 25 規程 64）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 10 年 12 月 25 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 10. 12. 25 規程 65）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 10 年 12 月 25 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 11. 12. 24 規程 66）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 11 年 12 月 24 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 18 条の改正規定 平成 12 年 1 月 1 日
 - (2) 第 21 条第 2 項の改正規定 平成 12 年 4 月 1 日

- 2 この規程（前項各号に掲げる改正規定及び財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程附則に 1 項を加える改正規定を除く。）による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 12. 12. 26 規程 68）

（施行期日等）

1 この規程は、平成12年12月26日から施行する。ただし、第21条第2項及び第22条第2項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規程（前項各号に掲げる改正規定及び財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程附則に1項を加える改正規定を除く。）による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平13.3.29規程69）

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

（号級の切替え等）

2 平成13年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級が6等級であった職員の切替日における号級は、切替日の前日においてその者が受けていた号級（以下「旧号級」という。）に対応する附則別表の新号級欄に定める号級（以下「新号級」という。）とする。

3 前項の規定により号級を決定された職員に対する給与規程第6条第1項の規定の適用については、旧号級を受けていた期間を新号級を受ける期間に通算する。

（最高号級等の切替え等）

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号級を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号級及び給料月額並びにこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表 切替日の前日において職務の等級が6等級であった職員の号級の切替表

旧 号 級	新 号 級
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10

10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19
19	20
20	21
21	22
22	23
23	24

附 則（平 14. 1. 24 規程 72）

この規程は、平成 14 年 1 月 24 日から施行する。

附 則（平 15. 1. 1 規程 75）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 15. 12. 1 規程 80）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項第 2 号の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（最高号級等の切替え等）

- 2 平成 15 年 12 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号級を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号級及び給料月額並びにこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（職員が受けていた給料月額等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた給料月額は、第 11 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定による改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 17. 3. 20 規程 83）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 3. 21 規程 85）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 12. 1 規程 87）

（施行期日）

1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（委任）

2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平 18. 3. 31 規程 90）

（施行期日）

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（委任）

2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 19. 3. 29 規程 93）

（施行期日）

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（特定の職務の等級の切替え）

2 平成 19 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の等級であった職員の切替日における職務の等級（以下「新等級」という。）は、旧等級に対応する同表の新等級欄に定める職務の等級とする。この場合において、同欄に 2 以上の職務の等級が掲げられているときは、理事長が定めるところにより、それらのいずれかの職務の等級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日においてこの規程による改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、新等級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 第 2 項及び前項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（委任）

- 5 第2項から第4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平20.1.15 規程96）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年1月15日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は平成19年4月1日から、第1条の規定（給与規程第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による内払とみなす。

（委任）

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平21.3.20 規程100）

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21.6.19 規程102）

（施行期日）

この規程は、平成21年6月19日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平21.7.16 規程103）

（施行期日）

この規程は、平成21年7月16日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平21.12.1 規程105）

（施行期日）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条中第13条の改正規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.4.1 規程107）

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.12.1 規程108）

（施行期日）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平 24. 1. 1 規程 113）

（施行期日）

1 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

（職務の等級及び号給の切替え）

2 平成 24 年 1 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において第 1 条の規定による改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程に関する規程別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の等級及び切替日における号給（以下「新号給」という。）は、同条の規定による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定に準じて理事長が定める基準に従い、理事長が定める。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた額）を減じた額に達しないこととなるものには、当該達しないこととなる間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成 24 年 12 月 31 日まで 100 分の 2

(2) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで 100 分の 4

(3) 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで 100 分の 6

(4) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで 100 分の 8

(5) 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで 100 分の 10

(6) 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで 100 分の 12

(7) 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで 100 分の 14

（住居手当に関する経過措置）

4 切替日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り、改正後の規程第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「12,000 円」とあるのは「7,500 円」と、同項第 2 号中「11,000 円」とあるのは「15,500 円」とする。

5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、改正後の規程第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「12,000 円」とあるのは「9,500 円」と、同項第 2 号中「11,000 円」とあるのは「13,500 円」とする。

（委任）

6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 24. 4. 1 規程 114 ）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 4. 1 規程 118 ）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.27 規程125）

（施行期日等）

1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。ただし、第2条及び附則第7項に規定する規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第14条第2項、別表第2及び別表第3の規定は平成26年4月1日から、改正後給与規程第22条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（号給の改定）

3 平成27年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員の号給は、切替日において、当該職員が新たに給料表の適用を受けた際に初任給として受けた号給の8号給下位の号給を初任給として受けたとした場合に当該職員が切替日に受けることとなる号給（次項において「改定後の号給」という。）に改定する。

4 改定後の号給の決定は、第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（次項において「改正後給与規程」という。）の規定により行う。

5 公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（平成24年規程第113号）第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定により初任給を受けた職員については、当該職員が初任給として受けた号給に相当する号給として理事長が定める改正後給与規程の規定による号給を当該職員が初任給として受けた号給とみなして、前2項の規定を適用する。

（給与の内払）

6 改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（附則第3項の規定により号給が改定された職員にあっては、改定後の号給の改正後給与規程別表第2の給料表に定める給料月額）（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（平成24年規程第113号）附則第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項に規定する給料を加算した額）に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第10条第2項第1号から第3号に規定する職員（理事長が定める職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における

最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

（委任）

- 8 附則第3項から前項に定めるもののほかこの規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平28.6.1 規程129）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

- 2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほかこの規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平29.1.11 規程133）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する経過措置）

- 4 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「第2条改正後給与規程」という。）第11条第1項ただし書きの規定は適用せず、当該期間に係る第2条改正後給与規程第11条第3項の規定による扶養手当の月額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 第2条改正後給与規程第11条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円とし、同項第2号に該当する

扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）とし、その他の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）とする。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 扶養親族たる子以外の扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員にあつては、3,500円）とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

(委任)

5 前2項に定めるもののほかこの規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平31.3.5 規程135）

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

3 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令1.9.30 規程139）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令2.3.1 規程140）

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

3 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給

与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 令和2年4月1日（以下「改定日」という。）の前日から引き続き同一の住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員のうち、第2条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第13条第2項の規定による住居手当の月額が同日において支給されていた住居手当の月額（家賃の月額に変更があった場合にあっては、同日において支給されていた住居手当の月額を超えない範囲内で理事長が定める額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、改定日から令和3年3月31日までの間、同項の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令2.9.30 規程142）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令2.12.1 規定143）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3.5.24 規程145）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令4.6.1 規程146）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第21条第2項及び公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第21条第3項から第5項まで若しくは第24条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（令5.2.1 規程148）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（委任）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令5.3.15 規程149）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（給与等の内払）
- 3 第1条の規定による改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令6.1.15 規程151）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1

等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
1等級	事務局長の職務
2等級	事務局次長の職務
3等級	課長又はこれに相当するものの職務
4等級	課長代理又はこれに相当するものの職務
5等級	主査の職務
6等級	係員のうち理事長が定める者の職務
7等級	係員の職務

別表第2

給料表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	459,900	410,300	365,500	323,100	271,600	240,900	162,100
2	463,000	412,700	368,100	325,300	273,200	242,400	163,200
3	466,000	415,200	370,500	327,500	274,700	243,800	164,400
4	469,000	417,600	372,900	329,500	276,300	245,200	165,500
5	472,000	419,500	374,800	331,500	277,800	246,400	166,600
6	475,000	421,600	377,300	333,500	279,500	248,000	167,700
7	478,000	423,700	379,600	335,400	281,300	249,500	168,800
8	481,100	425,900	382,100	337,300	283,100	250,900	169,900
9	483,800	427,800	384,500	339,200	284,800	252,000	170,900
10	486,900	429,900	387,100	341,200	286,700	253,400	172,300
11	489,900	432,000	389,700	343,200	288,500	254,900	173,600
12	493,000	433,900	392,300	345,200	290,300	256,200	174,900
13	495,700	435,600	394,600	347,000	292,100	257,500	176,100
14	498,000	437,400	396,900	349,000	293,700	258,700	177,600

15	500,300	439,300	399,100	350,900	295,100	259,900	179,100
16	502,600	441,200	401,400	352,800	296,500	261,100	180,700
17	504,600	443,000	403,200	354,500	298,000	262,300	181,800
18	506,000	444,800	405,100	356,500	300,000	263,600	183,200
19	507,500	446,600	407,000	358,300	302,000	264,900	184,600
20	508,900	448,300	408,800	360,200	303,800	266,200	186,000
21	510,100	450,100	410,600	362,100	305,500	267,600	187,300
22	511,500	451,600	412,400	364,000	307,400	269,100	189,600
23	513,000	453,000	414,200	365,900	309,300	270,700	191,800
24	514,500	454,500	416,000	367,800	311,100	272,200	194,000
25	515,600	455,900	417,600	369,700	312,800	273,800	196,200
26	516,700	457,200	419,100	371,600	314,800	275,500	197,900
27	517,900	458,500	420,600	373,500	316,800	277,100	199,400
28	519,100	459,700	422,100	375,400	318,700	278,700	200,900
29	520,100	460,700	423,600	376,900	320,400	280,300	202,400
30	521,000	461,400	424,900	378,700	322,400	281,800	203,800
31	521,900	462,200	426,200	380,500	324,400	283,300	205,200
32	522,800	462,900	427,400	382,100	326,400	284,800	206,600
33	523,600	463,600	428,600	383,800	327,600	285,900	208,000
34	524,500	464,400	429,900	385,200	329,600	287,500	209,700
35	525,200	465,100	431,200	386,600	331,500	289,000	211,400
36	525,700	465,700	432,400	388,000	333,500	290,500	212,900
37	526,400	466,200	433,600	389,400	335,400	291,900	214,400
38	527,000	466,800	434,400	390,600	337,300	293,500	216,200
39	527,800	467,400	435,200	391,800	339,200	295,100	217,900
40	528,400	468,000	436,000	392,800	341,100	296,700	219,600
41	528,900	468,500	436,600	393,900	342,900	298,200	221,100
42		469,000	437,300	395,100	344,800	299,800	222,600
43		469,400	438,000	396,200	346,600	301,300	224,100
44		469,700	438,700	397,300	348,400	302,800	225,600
45		470,000	439,500	398,000	349,900	304,400	226,800
46			440,300	398,700	351,300	306,000	228,200
47			440,700	399,400	352,700	307,600	229,600
48			441,400	400,100	354,200	309,100	231,000
49			441,900	400,700	355,700	310,000	232,400
50			442,300	401,300	356,500	311,500	234,000
51			442,700	401,800	357,500	313,000	235,500
52			443,100	402,200	358,500	314,600	236,900
53			443,500	402,600	359,400	316,200	238,100
54			443,900	402,900	360,500	317,800	239,700
55			444,300	403,200	361,400	319,300	241,200
56			444,600	403,500	362,400	320,800	242,600
57			444,900	403,800	363,300	322,200	243,600
58			445,300	404,100	364,000	323,400	245,100

59		445,600	404,400	364,700	324,500	246,400
60		445,900	404,700	365,300	325,600	247,600
61		446,200	405,000	365,700	326,300	248,700
62			405,300	366,300	327,200	249,700
63			405,600	367,000	328,000	250,600
64			405,900	367,700	328,800	251,500
65			406,200	368,000	329,600	252,400
66			406,500	368,700	330,000	253,300
67			406,800	369,400	330,600	254,100
68			407,100	370,000	331,300	254,900
69			407,300	370,300	332,100	255,600
70			407,600	370,900	332,800	256,700
71			407,900	371,600	333,500	257,900
72			408,100	372,200	334,100	259,000
73			408,300	372,500	334,600	260,200
74			408,600	373,100	335,200	261,400
75			408,900	373,800	335,700	262,500
76			409,100	374,400	336,300	263,600
77			409,300	374,800	336,600	264,700
78			409,600	375,300	337,100	265,800
79			409,900	375,900	337,500	266,900
80			410,100	376,400	337,900	267,900
81			410,300	376,900	338,300	268,900
82			410,600	377,500	338,800	269,900
83			410,900	378,000	339,300	270,900
84			411,100	378,300	339,800	271,800
85			411,300	378,700	340,100	272,700
86				379,200	340,500	273,600
87				379,600	341,000	274,500
88				380,000	341,400	275,400
89				380,400	341,700	276,300
90				380,900	342,100	277,200
91				381,300	342,600	278,100
92				381,700	343,000	279,000
93				382,000	343,200	280,000
94					343,600	281,000
95					344,100	281,900
96					344,500	282,800
97					344,700	283,300
98					345,100	284,000
99					345,500	284,700
100					345,800	285,600
101					346,100	286,600
102					346,500	287,400

第2類 諸規則・諸規程 (公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程)

103					346,900	288,200
104					347,300	289,000
105					347,800	289,700
106					348,200	290,200
107					348,600	290,600
108					349,000	291,000
109					349,500	291,200
110					349,900	291,500
111					350,200	291,700
112					350,500	292,000
113					351,000	292,200
114						292,400
115						292,700
116						292,900
117						293,200
118						293,500
119						293,800
120						294,100
121						294,400
122						294,800
123						295,100
124						295,500
125						295,700
126						295,900
127						296,200
128						296,600
129						296,800
130						297,100
131						297,500
132						297,900
133						298,100
134						298,400
135						298,800
136						299,100
137						299,300
138						299,600
139						300,000
140						300,300
141						300,500
142						300,900
143						301,300
144						301,600
145						301,800
146						302,000

147						302,300
148						302,700
149						302,900
150						303,100
151						303,400
152						303,700
153						304,100
154						304,300
155						304,600
156						304,900
157						305,200

別紙

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

別表第3

初任給基準表

学歴	初任給	
	等級	号給
大学卒	7	21
短大卒	7	13
高校卒	7	5

別表第4

期末手当及び勤勉手当の加算措置対象職員及び加算割合

給料表	職 員	加算割合
	1 等級の職員	100分の20
	2 等級又は3 等級の職員	100分の15
	4 等級の職員	100分の10
	5 等級の職員	100分の 5
	6 等級の職員	100分の 3